

大阪市選挙管理委員会告示第7号

大阪市区選挙管理委員会規程（昭和22年大阪市選挙管理委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月23日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第4条 委員長又は委員及び補充員に異動があつたときは、委員会は直ちにその者の住所、氏名を告示しなければならない。 <u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。</u>	第4条 委員長又は委員及び補充員に異動があつたときは、委員会は直ちにその者の住所、氏名を告示しなければならない。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（行政委員会事務局総務部総務課）